

新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

令和2年12月21日
山梨県ハンドボール協会

1. はじめに

本ガイドラインは、日本ハンドボール協会が作成した「選手・スタッフ関係団体のためのガイドライン」に基づき、本協会における大会開催に向けた指針として作成しました。

各チームにおかれましては、本ガイドライン及び日本協会のガイドラインに従って感染拡大防止を徹底し、安全な大会運営に取り組んでいただきますようお願い致します。

なお、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後見直すことがあり得ることにご留意ください。

2. 大会開催時の感染防止策について

1) 全般的な事項

- ① 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所(大会の受付場所等)に掲示すること
- ② 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること
- ③ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加当日は役員・補助役員・参加者の体調を書面により確認し、提出された書面について、保存期間(少なくとも1月以上)を定めて保存しておくこと
- ④ 大会に参加する全ての者(選手・顧問・役員等会場内に入る者)は、競技中以外はマスクを着用すること
- ⑤ 大会後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと

2) 大会申込時の申合せ事項

- ① 選手が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること(大会当日に書面で確認を行う)
 - ア 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること(参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離(できるだけ2m以上)を確保すること
- ⑤ 大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- ⑦ 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触の有無等について報告すること
- ⑧ 観客の有無については開催する施設の利用制限に従い実施する。無観客で開催する場合もある。

3) 大会会場で準備すべき事項

- ① 手洗い場所
 - ア 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること

- イ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること
- ウ 参加者には、手洗い後に手を拭くためのマイタオルを用意させること
- エ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること
- ② 更衣室、休憩・待機スペース
 - ア 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること
 - イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること
 - ウ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等)については、こまめに消毒すること
 - エ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること
 - オ スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いや手指消毒をすること
- ③ 洗面所
 - ア トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること
 - イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
 - ウ 手洗い場には石鹼(ポンプ型が望ましい)を用意すること
 - エ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること
 - オ 参加者には、手洗い後に手を拭くためのマイタオル用意させること
- ④ 飲食
 - ア 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - イ 役員・選手とも、飲食場所は広さにはゆとりを持たせ、他の者と密になることを避けること
 - ウ 大会中の飲食は必要最低限にとどめ、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
 - エ 選手の飲食は、参加校の責任において喫食させるとともに、ゴミはすべて持ち帰らせること
- ⑤ 会場
 - ア 大会を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと
 - イ 換気設備を適切に運転すること
 - ウ 定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
 - エ 怪我人の処置室とは別に体調不良者用の待機場所を設置すること
 - オ 選手同士や選手と観客等の接触機会を減らすためにできる限り滞在区域を区分けし、導線を確認すること
- ⑥ ゴミの廃棄
 - ア 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。また、出たごみは各チームで持ち帰ること
 - イ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒すること

4) 大会当日の受付時の留意事項

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる)
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。またはフェイスガードを着用すること
- ④ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること
- ⑤ 会場利用上の遵守事項等について説明すること

5) 大会参加者への対応

① 体調の確認

代表者から参加者について以下の事項を記載した書面の提出を求めること

ア 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)※個人情報の取扱いに十分注意する。

イ 大会当日の体温

ウ 大会前2週間における以下の事項の有無（健康チェックシート）

- ・ 平熱を超える発熱(おおむね 37 度5分以上)
- ・ 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
- ・ だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
- ・ 嗅覚や味覚の異常
- ・ 体が重く感じる、疲れやすい等
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② マスク等の準備

ア 参加者がマスクを準備しているか確認すること

イ 参加の受付、着替え、表彰式等の運動を行っていない間については、マスクの着用を求めること
(運動・スポーツ中のマスクの着用は個人及び監督等の判断によるものとする)

③ 大会参加前後の留意事項

ア 大会の前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

イ 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること

6) 競技上の留意点

① 十分な距離の確保

ア 運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること

イ 競技中以外でマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること
(感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。)

ウ 選手以外の役員等はマスクを着用すること

② 身体接触を伴う競技特性を理解し、ハーフタイムや競技終了後に洗顔、うがい、手洗い、手指消毒をするなど、感染防止に努めること

③ 運動中に、唾や痰をかくことは極力行わないこと

④ タオルの共用はしないこと

⑤ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること

⑥ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てないこと

7) 選手が遵守すべき事項

① 以下の事項に該当する場合は、代表者が責任をもって参加を見合わせる(利用当日に書面で確認を行う)

ア 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

エ マスクを持参すること

(参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際には マスクを着用すること)

オ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること

- カ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離(できるだけ2m以上)を確保すること
 - キ 大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと
 - ク 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
 - ケ 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
 - コ 大会の前後のミーティングにおいても、三つの密を避けること
- ② 上記事項の遵守ができないまたは再三の注意勧告に従わない場合、提出書類等の内容に隠蔽・虚偽が発覚した場合には、当該チームに対して当面の間大会への参加を禁止する。

8) チーム選手・役員又は関係者の感染が判明した場合の対応

- ① 大会前
 - ア 当該チーム選手、役員・関係者などが濃厚接触者と特定された者は出場を認めない。
 - イ 大会中でも選手変更を認める。
- ② 大会期間中
 - ア 大会に参加する全ての者(選手・役員等会場内に入る者)は、必ず当日の朝、自宅で検温を行い、37.5℃未満であることを確認し会場に入る。
 - イ 特に選手については、チーム責任者が責任をもって体調を確認し、書面を受付で提出すること
 - ウ 大会中に発熱等の症状を訴える者を確認した場合は、保護者に迎えに来てもらうとともに、当日当該会場で行われている当該競技の実施について協議のうえ決定する。
- ③ 大会後
 - ア 感染者の所属する学校や居住する行政機関の指示に従うこと
 - イ 本協会は、速やかに事故報告書を作成し、感染者が参加した大会当日に会場内にいた全チーム関係者に連絡をする

9) その他

- ① 会場への移動等は各チームで責任をもって集団感染のリスク(3密の条件)を避けること
- ② 試合会場の利用制限により更衣室の使用人数が制限されている場合もあるので、極力更衣室を使用しないで済む対策をとること。その際、観覧席など周囲に人がいる状況で更衣を行わないこと。
- ② 今後、社会情勢が大きく変化し、通常の世界生活に戻るなどした場合の対応は、上記の限りではない。